

令和7年度財政健全化審査意見書

- 1 南伊豆町監査基準（令和2年南伊豆町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 審査の種類
普通会計の財政健全化
- 3 審査の対象
令和7年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 4 審査の着眼点
健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること
- 5 審査の実施内容
(1) 実施期間 令和8年7月28日
(2) 実施手続き 提出された審査資料等を確認し、関係職員から内容を聴取した。
- 6 審査の結果
(1) 総合意見
審査に付された以下の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化基準
1 実質赤字比率	—	15.00
2 連結実質赤字比率	—	20.00
3 実質公債費比率	5.7	25.0
4 将来負担比率	—	350.0

(2) 個別意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率はなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率は5.7%、将来負担比率は「なし」で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

数値上は、現時点では将来的な財政リスクは少ないとの結果となったが、依然、目先の財源確保が困難な状況に変わりはない。中東情勢の悪化による調達コスト等の上昇、人口減少により自主財源の確保が更に困難となっていく状況において、あらゆる手段で財源を確保し、業務の振返りやDXの推進等により効率化を推し進め、将来を見据えた安定的で持続可能な財政運営に一層努められたい。

令和8年7月28日

南伊豆町監査委員 外岡 與志夫
南伊豆町監査委員 長田 美喜彦

